

令和6年度

嘉麻市水防計画（案）

嘉麻市防災会議

目 次

第 1 章	総則	1
第 2 章	水防組織	5
第 3 章	洪水予報	9
第 4 章	水防警報	12
第 5 章	氾濫危険水位到達情報の通知及び周知	17
第 6 章	水位状況等の公表	18
第 7 章	重要水防箇所	19
第 1 節	知事管理区間	
第 2 節	国土交通大臣管理区間	
第 8 章	気象・雨量・水位・風倒木に関する連絡及び報告	29
第 1 節	気象連絡	
第 2 節	雨量及び水位の通報	
第 3 節	風倒木に関する速報	
第 9 章	水防機械器具及び資材	33
第 10 章	輸送路の確保	34
第 11 章	巡視及び警戒	35
第 12 章	水防作業	36
第 13 章	水防信号	41
第 14 章	水防管理団体相互の援助	42

第 1 5 章	自衛隊及び警察官の出動要請	4 3
第 1 節	自衛隊の災害派遣要請等	
第 2 節	警察官の出動要請	
第 1 6 章	水防報告と記録	4 4
第 1 節	水防記録	
第 2 節	水防報告	
第 1 7 章	その他	5 0
第 1 節	避難及び立退	
第 2 節	水防功労者の表彰	
第 3 節	水防訓練	
第 4 節	水防啓発	

第1章 総則

1. 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、嘉麻市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水こと。）に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2. 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体（嘉麻市）

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者（市長）

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団（消防団）

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の

運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

（9）洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

（10）水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

（11）水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

（12）水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

（13）水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

（14）氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水

位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

市長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位であり、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法13条1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 洪水特別警戒水位

法13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう(法第14条)。

ただし、現況の浸水想定区域を想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が指定されるまでの間、新たな洪水浸水想定区域とみなす。

3. 水防の責任

市は、法第3条に定めるところに従い、水防管理団体として、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。具体的には、主に次のような事務を行う。

①水防団の設置(法第5条)

②水防団員等の公務災害補償(法第6条の2)

③平常時における河川等の巡視(法第9条)

④水位の通報(法第12条第1項)

⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)

⑥避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない要配慮者利用施設等の所有者又

は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）

- ⑦予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑧水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑨緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑩警戒区域の設定（法第21条）
- ⑪警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑫他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑬堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑭公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- ⑮避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑯水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑰（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑱（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- ⑲水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ⑳水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ㉑水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ㉒水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ㉓消防事務との調整（法第50条）

4. 水防計画の作成及び変更

市は、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、防災会議（法第33条第2項）に諮るとともに、福岡県知事に届け出るものとする。

また、市は水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

5. 安全配慮

洪水において、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ①水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ②水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ③水防活動は複数人で行なう（水門等操作含む）。

第2章 水防組織

福岡管区气象台等からの気象情報及び国土交通省九州地方整備局並びに県知事からの水防警報の通知を受け、必要と認めるときは、市は市役所に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。水防本部の組織、分掌事務及び配備体制は嘉麻市災害対策本部設置規程（平成18年3月27日訓令第21号）による。ただし、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部の指揮下に入るものとする。

災害対策本部組織図

災害対策本部			対策部（部長）	班（班長）	主たる担当課
本部会議委員	本部長	市長	総務対策部 部長 総務課長 副部長 人事秘書課長	本部班 班長 防災対策課長 副班長 班長が定める者	人事秘書課 防災対策課
	副本部長	副市長		情報班 班長 デジタル戦略課長 副班長 総合政策課長	総務課 デジタル戦略課 人事秘書課 財政課 管財課 総合政策課 交通政策課
	本部長付	教育長 消防団長		財政班 班長 財政課長 副班長 会計課長	財政課 会計課
	本部員	防災対策課長 総務課長 人事秘書課長 議会事務局長 情報班長 避難所班長 各対策部長 本部長が定める者		受援班 班長 人事秘書課長 副班長 交通政策課長	人事秘書課 総合政策課 交通政策課 産業振興課
警戒本部会議委員	本部長	副市長	市民環境対策部 部長 環境課長 副部長 市民課長	庶務班 班長 監査委員事務局長 副班長 議会事務局長	総務課 議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局
	副本部長	総務課長		被害調査班 班長 税務課長 副班長 市民サービス課長	税務課 市民課 環境課 人権・同和対策課 各市民サービス課
	本部長付	消防団長		市民・ボランティア班 班長 市民課長 副班長 市民サービス課長	
	本部員	防災対策課長 人事秘書課長 情報班長 避難所班長 各対策部長 本部長が定める者		環境衛生班 班長 環境課長 副班長 人権・同和対策課長	
	災害警戒本部		保健福祉対策部 部長 福祉事務所長 副部長 高齢者介護課長	要配慮者対策班 班長 高齢者介護課長 副班長 生活支援課長	健康課 子育て支援課 高齢者介護課 社会福祉課 こども育成課 生活支援課
	本部長	副市長		保健医療班 班長 健康課長 副班長 子育て支援課長	
	副本部長	総務課長		被災者支援班 班長 社会福祉課長 副班長 こども育成課長	
	本部長付	消防団長		産業建設対策部 部長 土木課長 副部長 農林振興課長	産業班 班長 産業振興課長 副班長 班長が定める者
	本部員	本部長が定める者	副部長 農林振興課長	建設班 班長 土木課長 副班長 農林振興課長	農林振興課 土木課
				住宅班 班長 住宅課長 副班長 班長が定める者	住宅課
				水道班 班長 水道局長 副班長 班長が定める者	水道局
				教育対策部 部長 教育総務課長 副部長 生涯学習課長	避難所班 班長 生涯学習課長 副班長 学校施設課長
	本部員	本部長が定める者	副部長 消防副団長	教育班 班長 学校教育課長 副班長 班長が定める者	教育総務課 学校教育課 生涯学習課
				消防対策部 部長 消防団長 副部長 消防副団長	消防班 班長 消防団長 副班長 消防副団長

配備基準

配備	配備基準	活動内容	配備要員
注意配備	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたとき ○市内で震度3の地震が発生したとき ○市内が台風の進路にあり、強風域に入ることが予想されるとき ○その他防災対策課長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の収集伝達 ・警戒予防活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策課
警戒配備 (警戒本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に被害の発生が予想されるとき ○市内で震度4の地震が発生したとき ○市内が台風の進路にあり、暴風域に入ることが予想されるとき ○その他災害警戒本部長(副市長)が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の収集伝達 ・警戒予防活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部会議委員 ・防災対策課 ・消防団 ・各対策部長にあらかじめ指定された職員
第1配備 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に被害発生の可能性が高くなったとき、あるいは、市内の一部に被害が発生したとき ○市内で震度5弱の地震が発生したとき ○高齢者等避難を発令したとき ○その他災害対策本部長(市長)が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の収集伝達 ・避難者の受入れ ・広報活動 ・被害調査 ・応急対策活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部会議委員 ・防災対策課 ・消防団 ・各対策部長にあらかじめ指定された職員
第2配備 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に相当規模の被害が発生する恐れがあるとき、あるいは発生したとき ○市内で震度5強の地震が発生したとき ○避難指示を発令したとき ○その他災害対策本部長(市長)が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の収集伝達 ・避難者の受入れ ・広報活動 ・被害調査 ・応急対策活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部会議委員 ・全課長 ・防災対策課 ・消防団 ・各対策部長にあらかじめ指定された職員

<p>第3配備 (災害対策本部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に相当規模の被害が複数発生する恐れがあるとき、あるいは発生したとき ○市内で震度6以上の地震が発生したとき ○緊急安全確保を発令したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の収集伝達 ・避難者の受入れ ・広報活動 ・被害調査 ・応急対策活動 ・受援活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員 ・消防団
--------------------------	---	---	--

※各配備の要員は、必要に応じ増員又は減員する。

第3章 洪水予報

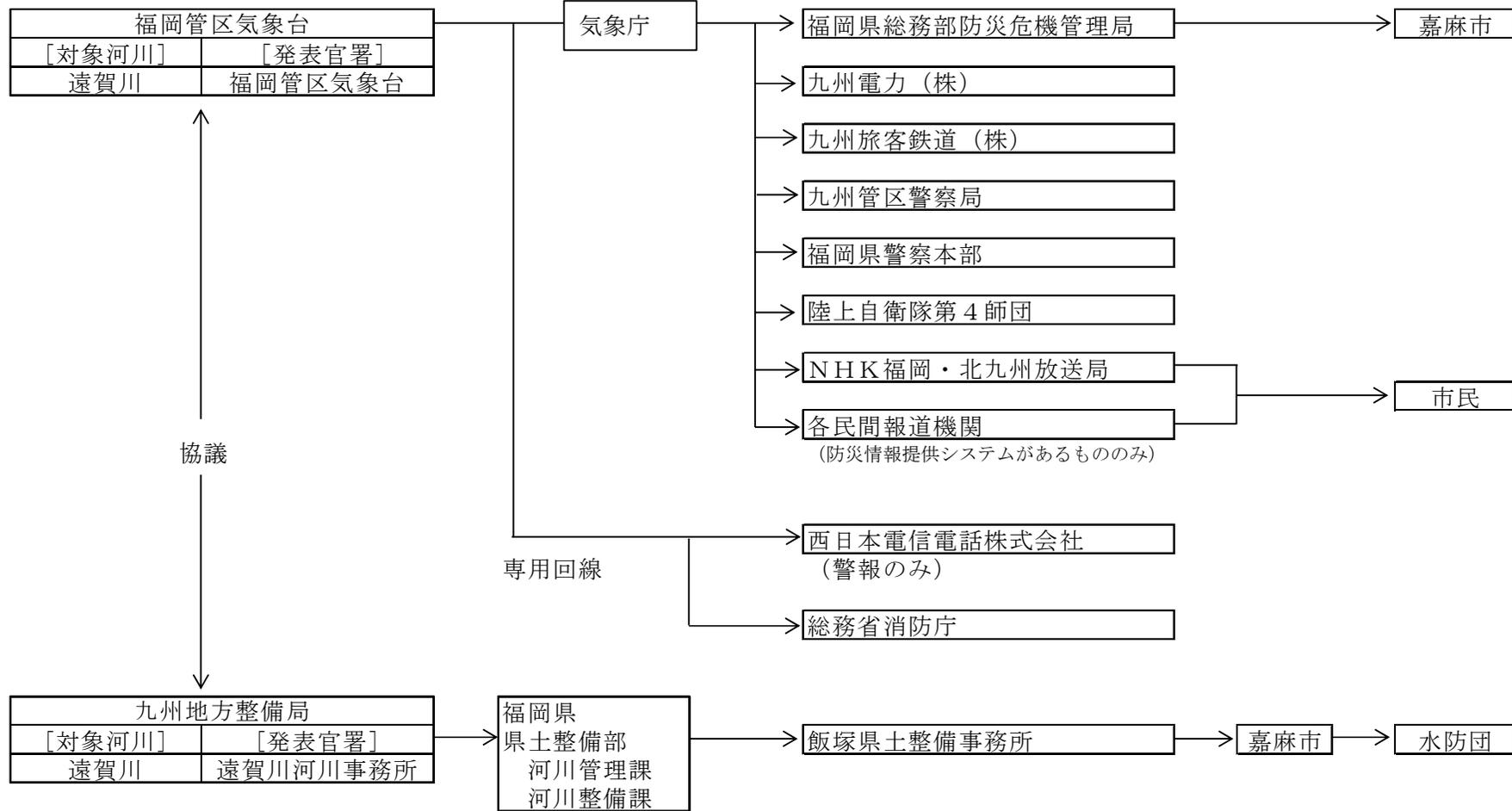
1. 国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報と伝達系統

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定による洪水予報及び警報は、県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。

(1) 洪水予報指定河川

水系名	予報区域名	実施区間	基準地点
遠賀川	遠賀川 上流部	(遠賀川) 福岡県嘉麻市中益字火渡田705番地地先から 飯塚市口原字池向786番地4まで	川 島

(2) 伝達系統図



2. 洪水予報の種類及び内容

種類	情報名	内容
「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 ・ 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 ・ 緊急安全確保の発令の判断の参考とする。
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 ・ いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 ・ 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。
「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ・ 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。

第4章 水防警報

1. 県知事が発する水防警報

(1) 県知事が発する水防警報

- ① 本部長は、水防法第10条第1項の規定により福岡管区气象台から洪水、津波又は高潮の予・警報通知を受け、または、洪水、津波、高潮等水災のおそれがあると認めたときは水防警報を発する。
- ② 各地方本部長は、本部長からの警報を受けるいとまがなく、洪水、津波、高潮等水災のおそれがあると認めたときは、警報を発するとともにその旨を直ちに本部長および水防管理者（市町村長）に報告・通知しなければならない。
- ③ 水防警報の通知を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに水防団、消防機関を待機させ又は必要に応じて出動その他の処置をとらせるものとする。
- ④ 水防法第16条第1項の規定により知事が行う水防警報は、次のとおりとする。

(洪水時)

第1段階	待機	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき。
第2段階	準備	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき。
第3段階	出動	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込みのあるとき。
第4段階	警戒	避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。
第5段階	嚴重警戒	氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき。
第6段階	解除	氾濫注意水位以下に下って再び増水のおそれがないと思われるとき。

⑤ 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

(2) 県知事が水防警報を行なう河川

県土整備 事務所名	河川名	区間	観測所	水防団待機水位 氾濫注意水位 避難判断水位 氾濫危険水位	関係水防 管理団体
飯塚	遠賀川	県管理区間 全区間	平成橋	1.10 2.40 2.65 3.32	嘉麻市

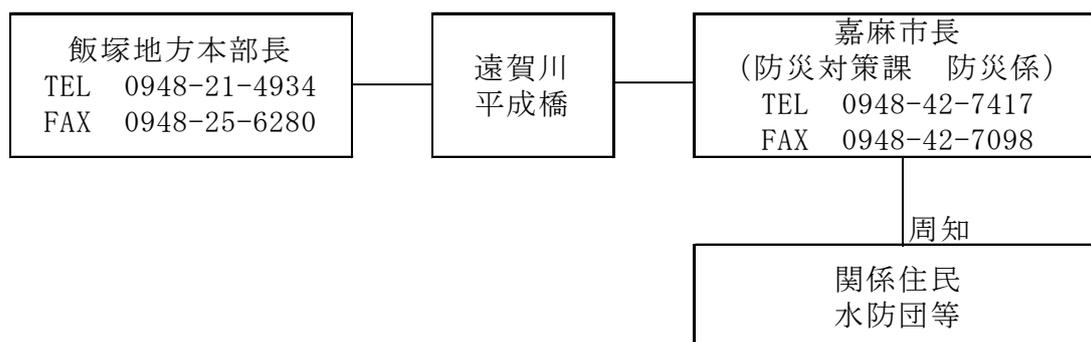
(3) 水防警報の種類、内容及び発表基準

(河川)

種 類	内 容	発表基準
第一段階 待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき。
第二段階 準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき。
第三段階 出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込みのあるとき。
第四段階 警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。

<p>第五段階 嚴重警戒</p>	<p>出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。</p>	<p>氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき。</p>
<p>第六段階 解除</p>	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び該当基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</p>	<p>氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消としたと認めるとき。</p>

(4) 知事が発する水防警報の連絡系統図



2. 国土交通大臣が発する水防警報の通報

(1) 国土交通大臣が発する水防警報

- ① 県水防本部（河川管理課、河川整備課）は、国土交通大臣（筑後川水系及び矢部川水系については、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長、遠賀川水系については、遠賀川河川事務所長、山国川水系については、山国川河川事務所長）から水防警報発令の通報を受けたときは、直ちにその河川を管轄する県土整備事務所長・支所長に通報するとともに、関係機関へ通報するものとする。
- ② 水防警報の通知を受けた、県土整備事務所長・支所長は、その旨を関係水防管理者及びその他水防に関係ある機関へ通報するものとする。
- ③ 水防警報の通報を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに水防団、消防機関を待機させ、又は必要に応じて出動、その他の処置をとらせるものとする。

(2) 国土交通大臣が水防警報を行う河川（遠賀川河川事務所）

① 河川及び区域

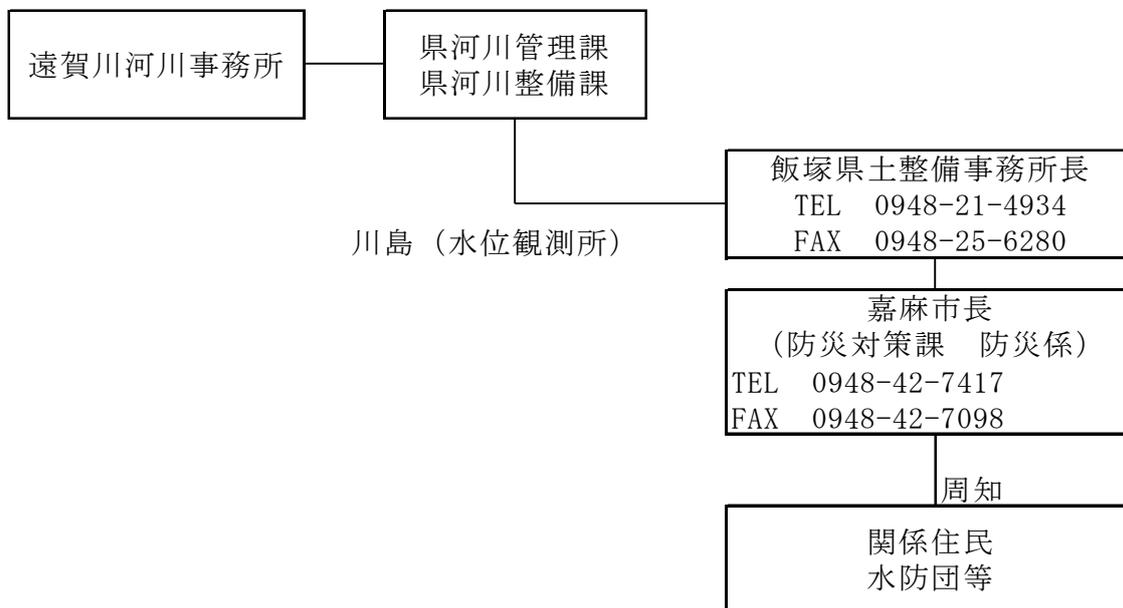
河川名	区 域
遠賀川 幹 川	左岸 福岡県嘉麻市中益字火渡
	右岸 " 字川原

} 火渡橋から海まで

(3) 水防警報対象量水標及び条件

河川名	対 象 量水標	第一段階 待 機	第二段階 準 備	第三段階 出 動	第四段階 解 除	摘要
遠賀川	川 島	水防団待機水位 (2.30m) に達し、氾濫注意水位 (3.60m) に達すると思われるとき	水防団待機水位 (2.30m) を越え、氾濫注意水位 (3.60m) を突破すると思われるとき	氾濫注意水位 (3.60m) に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位 (3.60m) 以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき	幹川 30 k 500

(4) 国土交通大臣が発する水防警報の連絡系統図
遠賀川水防警報連絡系統図



第5章 氾濫危険水位到達情報の通知及び周知

※水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位に係る通知

1. 県知事が行なう氾濫危険水位水位到達情報の通知及び周知

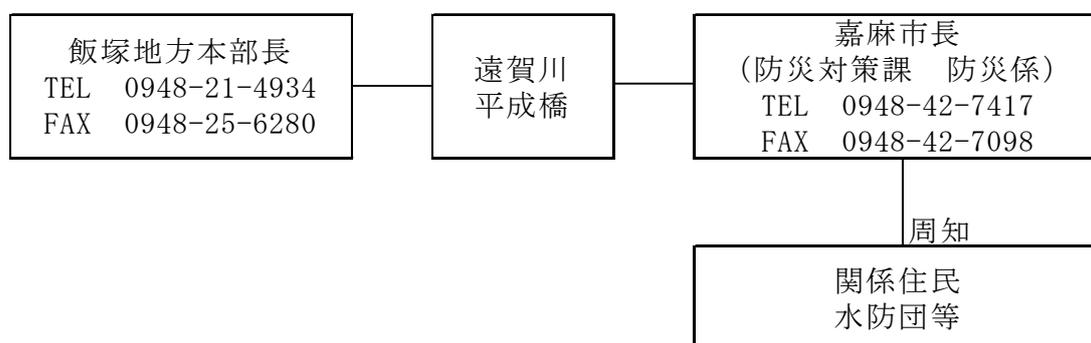
(1) 県知事が行なう氾濫危険水位到達情報の通知及び周知

飯塚県土整備事務所長（飯塚地方本部長）から水防法第13条第2項の規定により知事が指定する河川（水位周知河川）の水位が氾濫危険水位に到達した旨の通知を受けた水防管理者は、関係住民への周知を図るものとする。

(2) 県知事が氾濫危険水位到達情報の通知及び周知を行なう河川

県土整備事務所名	河川名	区間	観測所	氾濫危険水位 (避難判断水位)	関係水防管理団体
飯塚	遠賀川	県管理区間 全区間	平成橋	3.32 (2.65)	嘉麻市

(3) 知事が発する氾濫危険水位到達情報の連絡系統図



第6章 水位状況等の公表

1. 量水標

水防法第12条第2項の規定に基づき、氾濫注意水位を超えるとときに水位の状況の公表を行う量水標管理者については、以下のとおりとする。

また、水位の公表については、福岡県総合防災情報システムにより、携帯電話及びインターネットを利用して水位情報を提供することにより行なわれる。

(携帯電話用アドレス)

<http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sp/>

(インターネット用アドレス)

<http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis/info/top/menu>

県土整備事務所	河川名	水位観測所	氾濫注意水位	量水標管理者
飯塚	遠賀川	平成橋	2.40m	福岡県

第7章 重要水防箇所

水防上重要と認められる知事管理区間と、国土交通省管理区間の重要水防箇所は次のとおりである。

第1節 知事管理区間

1. 河川

(1) 重要度

水防上最も重要な区間	A	背後地に家屋密集地、あるいは主要公共施設（鉄道、主要道路等）があり甚大な被害が予想されるもの
次に重要な区間	B	背後地にある、家屋あるいは公共施設に被害が予想されるもの
その他重要な区間	C	背後地の農地（田畑等）に被害が予想されるもの

(2) 選定基準

河川断面	河道の未改修による狭小、または局所的な堆積土砂等に起因して被害が予想される区間
堤防断面強度 護岸脆弱	築堤箇所では堤防天端幅が3.0m以下で一般に刃堤となっているところ、築堤河川において基礎地盤の軟弱により法面崩壊や急激な沈下等が予想される箇所、または護岸脆弱に起因して決壊する危険が予想されるもの
漏水・水衝 洗掘	堤体あるいは基礎地盤により漏水の実績があるところ、または水衝部で川岸が洗掘され護岸がたびたび破損や破堤等により被害が予想される区間
工事施工中	出水期間中および長期間にわたって仮締切により樋門樋管等の工事のため堤防を開削している箇所、または築堤、掘削工事のため堤防を横断方面に切開している箇所で一時的であるが危険が予想される箇所

2. 風倒木流出警戒箇所

風倒木流出の警戒を要する箇所については、パトロールを強化するとともに、その下流の兆候に留意し、情報の迅速な伝達・避難及び流出木の撤去等2次災害の防止もしくは軽減を図るものとする。

県知事管理区間 重要水防箇所（河川）

No.	県土整備 事務所	水系名	河川名	岸左 別右	延長（m）	位 置				重要度	予想される 事態	水防工法
						市郡	区町村	大字	キロ杭位置			
1	飯塚	遠賀川	山田川	左 右	500 500	嘉麻		上山田	前田井堰下流から神降橋まで	A	溢水	積み土のう工
2	飯塚	遠賀川	千手川	左 右	950 950	嘉麻		上臼井	笹原橋下流から妙見井堰まで	C	溢水	積み土のう工
3	飯塚	遠賀川	千手川	右	150	嘉麻		九郎原	九郎原橋から江星橋下流30mまで	C	溢水	積み土のう工
4	飯塚	遠賀川	千手川	左	53	嘉麻		大力	かじや橋下流からハルダ井堰まで	B	溢水	積み土のう工
5	飯塚	遠賀川	千手川	右	150	嘉麻		大力	井出上橋から上流150mまで	B	溢水	積み土のう工
小計		5か所 3,253										

第2節 国土交通大臣管理区間

重要水防箇所評定基準

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返して生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返して生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	

水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
陸閘			陸閘が設置されている箇所。
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。

重要水防箇所一覧表（重点区間）〈堤防〉

遠賀川水系

No.	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
1	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先 嘉麻市下白井地先	左	41/100 ~ 41/500	400	越水A	積み土俵

重要水防区域一覧表（A）〈堤防〉

遠賀川水系

No.	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
1	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	41/100 ~ 41/300	200	越水A	積み土俵
2	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先 嘉麻市下白井地先	左	41/300 ~ 41/500	200	越水A	積み土俵
3	福岡県	遠賀川	嘉麻市上西郷地先	左	44/900 ~ 45/100	200	越水A 堤体漏水B	シート張り・積み土俵
4	福岡県	遠賀川	嘉麻市中益地先 嘉麻市椎木地先	左	47/300 ~ 47/900	600	越水A 堤体漏水B	シート張り・積み土俵
5	福岡県	遠賀川	嘉麻市中益地先	右	47/500 ~ 47/900	400	越水A	積み土俵
					(5か所)	1,600		

重要水防区域一覧表 (B) 〈堤防〉

遠賀川水系

No.	県名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
1	福岡県	遠賀川	嘉麻市山野地先	左	34/960 ~ 35/100	140	越水B	積み土俵
2	福岡県	遠賀川	嘉麻市山野地先 嘉麻市岩崎地先	左	36/650 ~ 38/300	1,650	堤体漏水B (法崩れ)	シート張り
3	福岡県	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	左	38/300 ~ 38/500	200	越水B 堤体漏水B (法崩れ)	シート張り・積み土俵
4	福岡県	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	左	38/500 ~ 38/700	200	堤体漏水B (法崩れ)	シート張り・積み土俵
5	福岡県	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	左	38/700 ~ 38/900	200	越水B	積み土俵
6	福岡県	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	左	39/100 ~ 39/200	100	越水B 堤体漏水B (法崩れ)	シート張り・積み土俵
7	福岡県	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	左	39/200 ~ 39/300	100	越水B	積み土俵
8	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	39/700 ~ 39/900	200	越水B	積み土俵
9	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	39/900 ~ 40/000	100	越水B	積み土俵
10	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	40/000 ~ 40/100	100	越水B	積み土俵
11	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	40/100 ~ 40/580	480	越水B	積み土俵
12	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	40/580 ~ 41/100	520	越水B	積み土俵
13	福岡県	遠賀川	嘉麻市下臼井地先	左	42/100 ~ 42/200	100	越水B	積み土俵
14	福岡県	遠賀川	嘉麻市下臼井地先	左	42/200 ~ 42/300	100	越水B	積み土俵
15	福岡県	遠賀川	嘉麻市上西郷地先	左	44/700 ~ 44/900	200	堤体漏水B	シート張り

No.	県名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
16	福岡県	遠賀川	嘉麻市上西郷地先	左	45/100 ~ 45/500	400	越水B 堤体漏水B	シート張り・積み土俵
17	福岡県	遠賀川	嘉麻市上西郷地先	左	45/500 ~ 46/100	600	堤体漏水B	シート張り
18	福岡県	遠賀川	嘉麻市大隈地先 嘉麻市中益地先	左	46/700 ~ 47/100	400	越水B 堤体漏水B	シート張り・積み土俵
19	福岡県	遠賀川	嘉麻市中益地先	左	47/100 ~ 47/300	200	堤体漏水B	シート張り
20	福岡県	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	右	38/700 ~ 38/900	200	越水B	積み土俵
21	福岡県	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	右	39/300 ~ 39/500	200	越水B	積み土俵
22	福岡県	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	右	39/500 ~ 39/900	400	越水B	積み土俵
23	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/100 ~ 40/230	130	越水B	積み土俵
24	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/230 ~ 40/500	270	越水B	積み土俵
25	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/500 ~ 40/710	210	越水B	積み土俵
26	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/710 ~ 40/750	40	越水B	積み土俵
27	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/750 ~ 40/880	130	越水B 基礎地盤漏水B	シート張り・積み土俵・ 釜段工
28	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/880 ~ 41/050	170	越水B	積み土俵
29	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	41/050 ~ 41/100	50	越水B	積み土俵
30	福岡県	遠賀川	嘉麻市西郷地先 嘉麻市貞月地先	右	43/200 ~ 45/100	1,900	堤体漏水B 43/200~ 44/000 (法崩れ)	シート張り

No.	県名	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
31	福岡県	遠賀川	嘉麻市貞月地先	右	45/100 ~ 45/300	200	越水B 堤体漏水B	シート張り・積み土俵
32	福岡県	遠賀川	嘉麻市貞月地先 嘉麻市大隈町地先	右	45/500 ~ 45/700	200	越水B	積み土俵
33	福岡県	遠賀川	嘉麻市大隈町地先 嘉麻市中益地先	右	46/700 ~ 47/100	400	越水B	積み土俵
34	福岡県	遠賀川	嘉麻市中益地先	右	47/300 ~ 47/500	200	越水B	積み土俵
					(34か所)	10,690		

重要水防区域一覧表 (要注意) (堤防)

								遠賀川水系
No.	県名	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
1	福岡県	遠賀川	嘉麻市大隈地先	左	46/500 ~ 46/700	200	新堤防 (令和2年度施工)	シート張り
					(1か所)	400		

重要水防区域一覧表 (A) (構造物)

								遠賀川水系
No.	県名	河川名	名称	地先名	左右岸の 区別	位置	備考	
1	福岡県	遠賀川	上西郷橋	嘉麻市	—	45/110	許可工作物	
2	福岡県	遠賀川	火渡橋	嘉麻市	—	47/700	許可工作物	

重要水防区域一覧表 (B) (構造物)

遠賀川水系

No.	県名	河川名	名称	地先名	左右岸 の区別	位置	備考
1	福岡県	遠賀川	茶屋ノ元橋	嘉麻市	—	36/680	許可工作物
2	福岡県	遠賀川	新宮前橋	嘉麻市	—	38/100	許可工作物
3	福岡県	遠賀川	宮前橋	嘉麻市	—	38/440	許可工作物
4	福岡県	遠賀川	岩崎橋	嘉麻市	—	39/270	許可工作物
5	福岡県	遠賀川	中江橋	嘉麻市	—	40/110	許可工作物
6	福岡県	遠賀川	田中橋	嘉麻市	—	40/730	許可工作物
7	福岡県	遠賀川	中河原橋	嘉麻市	—	41/560	許可工作物
8	福岡県	遠賀川	東口橋	嘉麻市	—	42/200	許可工作物
9	福岡県	遠賀川	原田橋	嘉麻市	—	42/770	許可工作物
10	福岡県	遠賀川	光代橋	嘉麻市	—	43/470	許可工作物
11	福岡県	遠賀川	大隈橋	嘉麻市	—	45/780	許可工作物
12	福岡県	遠賀川	上河原橋	嘉麻市	—	46/870	許可工作物

重要水防区域一覧表（要注意）〈構造物〉

遠賀川水系

No.	県名	河川名	名称	地先名	左右岸 の区別	位置	備考
1	福岡県	遠賀川	岩崎第1陸閘	嘉麻市岩崎	左	39/136	
2	福岡県	遠賀川	岩崎第2陸閘	嘉麻市岩崎	左	39/200	
3	福岡県	遠賀川	岩崎第3陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/238	
4	福岡県	遠賀川	岩崎第5陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/262	
5	福岡県	遠賀川	岩崎第4陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/320	
6	福岡県	遠賀川	岩崎第6陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/322	
7	福岡県	遠賀川	岩崎第7陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/433	

第8章 気象・雨量・水位・風倒木に関する連絡及び報告

第1節 気象連絡

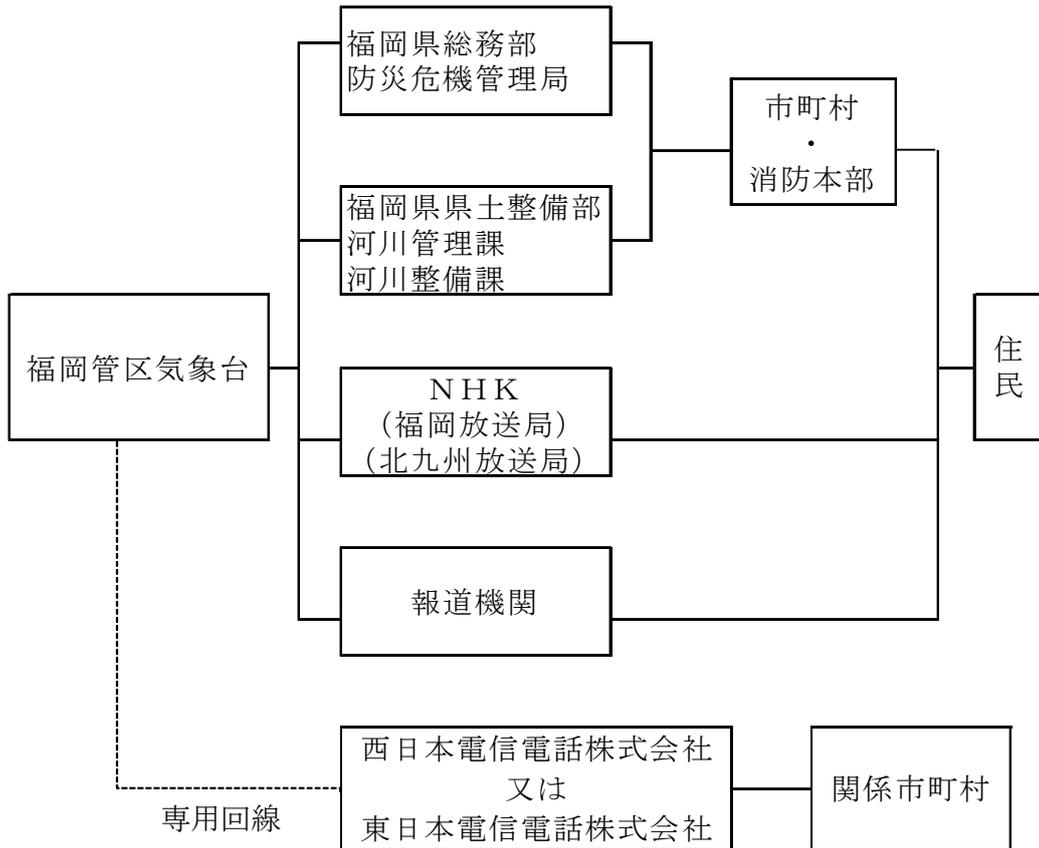
1. 嘉麻市における、福岡管区気象台が行なう水防に関する警報・注意報の発表基準

令和6年5月23日現在

発表官署		福岡管区気象台		
府県予報区		福岡県		
一次細分区域		筑豊地方		
市町村等を まとめた地域		(筑豊地方)		
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
警報	大雨	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
		24	170	
	洪水	流域雨量指数	複合基準	指定河川洪水 予報による基準
		山田川流域=15.9 千手川流域=12.4 才田川流域=7.2 泉河内川流域=9.7	遠賀川流域=(11, 21.7) 才田川流域=(11, 7.1)	遠賀川上流部 [川島]
注意報	大雨	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
		14	102	
	洪水	流域雨量指数	複合基準	指定河川洪水 予報による基準
		山田川流域=12.7 千手川流域=9.9 才田川流域=5.7 泉河内川流域=7.7	山田川流域=(7, 12.7) 遠賀川流域=(11, 10.8) 才田川流域=(7, 5.7)	遠賀川上流部 [川島]

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報または大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

2. 予報・警報の伝達系統図



第2節 雨量及び水位の通報

嘉麻市内の雨量及び水位観測所は次のとおりであり、その情報は飯塚地方本部を通じて水防管理者に伝達される。

1. 雨量観測所

(1) 福岡県

雨量観測所一覧

福岡県

水系	観測所名	県土整備事務所名	種別	所在地	最大日雨量		最大時間雨量		摘要
					mm	年月日	mm	年月日	
遠賀川	千手	飯塚	日記	嘉麻市千手	370	H30.7.6	75	S48.7.30	
遠賀川	嘉穂特別支援学校	飯塚 [砂防課]	テレメーター	嘉麻市鴨生328-1	373	H30.7.6	65	H30.7.6	

(2) 国土交通省

雨量観測所一覧

国土交通省

水系	河川	観測所名	工事事務所名	種別	所在地	最大日雨量		最大時間雨量		摘要
						mm	年月日	mm	年月日	
遠賀川	遠賀川	桑野	遠賀川	テレメーター	嘉麻市桑野 字神有	390	H30.7.6	95	S58.7.5	
遠賀川	遠賀川	大隈	遠賀川	テレメーター	嘉麻市貞月	373	H30.7.6	71	S40.7.18	

2. 水位観測所

(1) 福岡県

水位観測所一覧表

福岡県

県土整備事務所名	河川名	観測所名	位置	水位							水位計種別	備考
				零点高 (TP)	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	既往最高水位			
									年月日	水位		
飯塚	遠賀川	平成橋	嘉麻市大隈	59.00	1.1	2.4	2.65	3.32	H30.7.5	2.68	テレメーター	

危機管理型水位計 設置箇所

県土整備事務所名	水系名	河川名	設置箇所
飯塚	遠賀川	山田川	学橋
飯塚	遠賀川	千手川	碓井橋

(2) 国土交通省

水位観測所一覧表

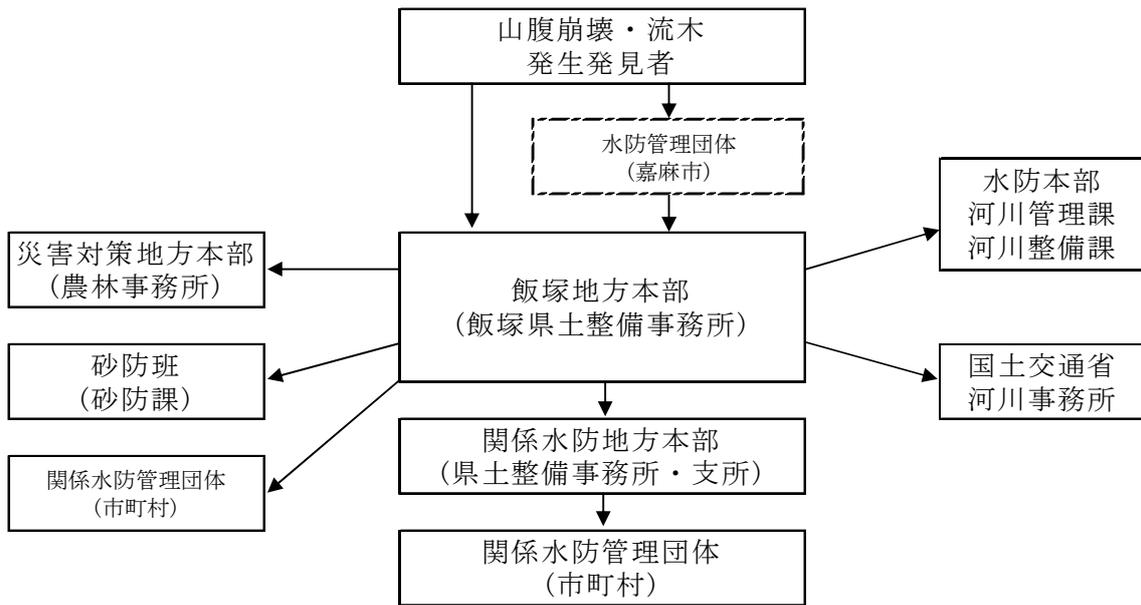
国土交通省

河川名	観測所名	種別	位置	零点高	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	既往最高水位
遠賀川	大隈	自・テ	嘉麻市貞月 45.200km	39.75	1.3	2.0	2.30 (仮)	2.70 (仮)	3.23

第3節 風倒木に関する報告

山腹崩壊・倒木の流出等が発生し、発見者から水防管理団体である市に通報があった場合、市は、飯塚地方本部に迅速かつ確実に報告を行なうものとする。

山腹崩壊情報
風倒木情報
伝達系統図



第9章 水防機械器具及び資材

嘉麻市は、管内の水防区域を充分調査し、水防活動が十分行われるよう既設の水防倉庫のほか、適当な備蓄場所を選定し、十分な資器材を備蓄するものとする。

令和5年4月現在

水防倉庫名	所在地
碓井水防倉庫	嘉麻市上臼井446-1「碓井庁舎敷地内倉庫」
山田水防倉庫	嘉麻市上山田1403-11「山田防災センター内」
稲築水防倉庫	嘉麻市岩崎743「社会保険稲築病院裏側土木課倉庫内」
	嘉麻市鴨生1081-2「鴨生町町内公民館駐車場敷倉庫左側」
嘉穂水防倉庫	嘉麻市宮吉528 旧宮野小学校内

資材名	碓井	山田	稲築	嘉穂	計
トラック	1		4		5
小型又はジープ	3	6	12	11	32
一輪車		5			5
カケヤ			6		6
スコップ	3	34	12		49
ハンマー			2		2
ツルハシ	9	2	4		15
カキ板	1	24	11		36
クワ	3	2	4		9
カマ			5		5
トビロ		4	2		6
照明灯				46	46
土のう袋	100	100	100	2,400	2,700
杭丸太	300	150			450
ブルーシート	10		15	200	225
ロープ(巻)	5	12	5		22

※資材は各庁舎や消防格納庫等に備蓄している資材を含む。

第10章 輸送路の確保

1. 市道の輸送路確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、水防管理者は、緊急時の管内輸送路の計画を定めて輸送の万全を期するものとする。

2. 輸送う回路

市道の輸送路の使用ができない状況となったときは、その状況を関係機関等に通知するとともに、そのう回路を連絡するものとする。

第 1 1 章 巡視及び警戒

1. 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに該当河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後に重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行なう場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行なうことを求めることができるものとする。

2. 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防地方本部長に報告するものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位上昇
- ② 堤防の上端の亀裂または沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

第12章 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

原因	工法	工法の概要	利用箇所・河川	主に使用する資材
溢水 (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水 川裏対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ヒールパイプ
	水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
	鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に積み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
	月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ鉄筋棒
	水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
	たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
	導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹

原因	工法	工法の概要	利用箇所・河川	主に使用する資材	
漏水	川表対策	詰め土俵工	川側堤防斜面（川表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
	川側（川表）対策	シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅い所）	土俵のかわりに土のう
深掘れ（洗堀）	むしろ張り、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的暖流河川	漏水防止と同じ	
	木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土俵をつけて流し局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい	
	立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線	
	捨て土のう工、捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	暖流河川	竹、くい、ロープ、土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	
	築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰めの土のうを入れる	凸川堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面を覆う	比較的暖流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	

原因	工法	工法の概要	利用箇所・河川	主に使用する資材
き裂	上端（天端） 折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り返して連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
	くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端（天端）より居住側堤防斜面（裏のり） 控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
	継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう
居住側堤防斜面（裏のり） 崩壊	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
	五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
	き裂 竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
	かぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ち込む	粘土質堤防	くい、土のう
	かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり）面にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所・河川	主に使用する資材
居住側堤防斜面（裏のり） 崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
	くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
	土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
	つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
	さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、たけ、そだ、鉄線、土のう
	築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

第 1 3 章 水防信号

水防法第 2 0 条第 1 項の規定により、水防に用いる信号は、次のとおりとする。

種類	説明	警 鐘 信 号	サイレン信号
第一信号	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの	○休 止○休 止○休 止	(約5秒) (約15秒) (約5秒) (約15秒) (約5秒) ○— 休 止 ○— 休 止 ○—
第二信号	水防団員及び消防機関に属する者全員が出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	(約5秒) (約6秒) (約5秒) (約6秒) (約5秒) ○— 休 止 ○— 休 止 ○—
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が水防の応援のために出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	(約10秒) (約5秒) (約10秒) (約5秒) (約10秒) ○— 休 止 ○— 休 止 ○—
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱打	(約1分) (約5秒) (約1分) ○— 休 止 ○—

- (1) 信号は適宜の時間継続すること。
- (2) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
- (3) 危険が去ったときは口頭伝達により周知させること。

第14章 水防管理団体相互の援助

市町村の境界については、水防法第23条の規定に基づき、相互援助を必要とするときは、関係水防管理団体は、水防活動及び費用等の問題について事前に協定し、水防活動の円滑をはかるものとする。

第15章 自衛隊及び警察官の出動要請

第1節 自衛隊の災害派遣要請等

自衛隊の災害派遣要請は、災害対策基本法第68条の2及び自衛隊法83条に基づき実施し、要請要領等については、嘉麻市地域防災計画（本編）第3章風水害応急対策計画第2節応援要請・受入れ計画によるものとする。

第2節 警察官の出動要請

水防法第22条の規定により、水防上必要な場合の警察官の要請は嘉麻警察署長に対し出動を要請することができる。

第16章 水防報告と記録

第1節 水防記録

1. 水防管理者は「水防日誌」を作成し、当時の状況を記録しておくものとする。
2. 水防活動又は水防訓練の結果について、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。
 - ・ 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
 - ・ 水防活動をした河川名及びその箇所
 - ・ 水防団員および消防機関に属する者の出動時刻および人員
 - ・ 警戒出動及び解散命令の時刻
 - ・ 堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
 - ・ 水防作業の状況
 - ・ 使用資材の種類、数量並びに消耗品等の回収状況
 - ・ 水防法第28条の規定による公用負担下命等の種類及び員数
 - ・ 応援の状況
 - ・ 居住者の状況
 - ・ 警察の援助の状況
 - ・ 現場指導の官公吏名
 - ・ 立退きの状況及びそれを指示した理由
 - ・ 水防関係者の死傷の有無並びに罹災者状況
 - ・ 殊勲者およびその功績
 - ・ 殊勲水防団とその功績
 - ・ 今後の水防について考慮を要する点、その他の所見

第2節 水防報告

水防管理者は、水防法第47条の規定に基づき、国土交通大臣、消防庁長官及び知事から報告を求められたときは、水防活動実施報告書に必要事項を付記して提出するものとする。

(1) 水防日誌

水防実施月日	令和 年 月 日 () 豪雨 台風第 号		警報時の発表				
出水の概要	〇〇川 はん濫注意水位〇〇m 出水位 〇〇m		: 連続雨量 mm (月 日 時~ 月 日 時)		: 最大日雨量 mm (月 日 時~ 月 日 時)		
水防実施箇所	市 大字 地先 〇〇 m						
出動人員数	消防団員	警察官	自衛隊員	その他	計		
	(内応援 人) 人	人	人	人	人	人	
水防作業概況及び工法							
水防効果			団体別 区分	嘉麻市分	県支出分	計	
一般災害		被害防止	実被害	所要経費 物件経費	人件費	食糧等を含む	
	田	m ² 千円	m ² 千円		資材		
	畑	m ² 千円	m ² 千円		器材		
	家屋	戸 千円	戸 千円		その他		代等
	工場	戸 千円	戸 千円		小計		
	その他一般 土木災害	千円	千円		合計		
	小計	m ² 戸 千円	m ² 戸 千円		俵 (呎袋)		
河川災害	堤防	m 千円	m 千円	主要使用 資材内訳	縄		
	護岸	m 千円	m 千円		丸太		
	その他 河川災害	m 千円	m 千円		その他		
	小計	m 千円	m 千円			円単位	数量
合計	m ² 戸 千円	m ² 戸 千円	功労者の氏名、年齢及び功績概要				
			破損などがあつたとき、その原因 (水防作業者の立場より見て記入のこと)				
(備考)	水防活動に対する自己批判 (管理団体に記入のこと)						

(4)

令和 年台風 号における水防活動
(福岡県嘉麻市消防団・令和 年 月 日～ 日)

概要

嘉麻市消防団は、令和 年 月 日、台風 号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ 部隊 名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行ない人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人員	主な活動内容
/ ~ /	一名	・土のう積み (袋) ・避難誘導 (世帯) ・排水作業 (件)

水防活動または
被害状況写真

川左岸 (地先)

堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

川左岸 (地先)

積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

川右岸

月の輪工

水防活動または
被害状況写真

地区の浸水被害写真

水防活動場所
地図

(5) 水防訓練報告書

水防訓練報告

○ ○ ○ ○

実施年月日	令和 年 月 日		川筋 市 大字					地先	左岸 右岸		
実施団体	団体名	嘉麻市	○○	○○				合計	○○小学校 ○○ 一般 計	名 名 名 名	
	参加人員	人	人	人	人	人	人	人			
訓練概要 (訓練内容)											
	一般経費			資材費					合計 (A+B)	摘要	
	人件費	その他 (食糧燃料)	計 (A)	吹	杭	縄		計 (B)			
経費	嘉麻市	円	円	円	(枚) 円	(本) 円	(巻) 円	円	円	円	嘉麻市内
	県支出		円	円	(枚) 円	(本) 円	(巻) 円	円	円	円	
(想定)											
付記					結果講評 (良かった点・悪かった点)						

(注) 付記には「通信連絡」訓練について各機関に至る時間の経過等を記入すること。

提出部数 3部 (国土交通省1 河川管理課1 県土整備事務所)

水防活動に際しては、資材受払簿、購入証拠書類及び水防活動を行なっている現場の写真等の整備を図ること。

第17章 その他

第1節 避難及び立退

1. 洪水等により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は現地の状況に応じ適切な避難のための立退き又はその準備の指示を行なうものとする。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を所管する嘉麻警察署長にその旨を通知しなければならない。（水防法第29条）
2. 水防管理者は緊急に際して円滑な避難ができるよう、あらかじめ避難予想地区と避難先、避難経路、避難の時期と伝達方法等を定め、住民への周知徹底を図るものとする。
3. 避難、救助、防疫との関連については、県など関係機関と十分協議しておくものとする。

第2節 水防功労者の表彰

国土交通大臣は、水防法第46条及び「水防功労者表彰規則」（S 3 1. 3 建設省令6）により、水防に関し著しい功労があると認められる者（「水防功労者」）に対して、表彰を行なうことができることとされている。

第3節 水防訓練

水防管理団体の水防訓練は、特に一般住民の参加を求め水防思想の高揚に努めるものとする。

第4節 水防啓発

水防月間を毎年5月1日～5月31日とし、県及び福岡県河川協会と協力し、市民に水防の重要性について広報活動を行なうとともに水防訓練等により水防思想の高揚を図る。